

事務連絡  
令和2年5月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
（マスク等物資対策班）

### 医療従事者の個人防護具（PPE）の医療機関等への配布について（その3）

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、医療マスク・ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に優先して配布するとされているところです。

これを踏まえ、下記のように医療従事者の個人防護具（PPE。N95・KN95 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋等をいう。以下同じ。）の医療機関等への配布の仕組みについて整理いたしましたので、都道府県におかれましてはご対応いただけるよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 国から都道府県への医療従事者の個人防護具（PPE）の送付について

- 国から都道府県に送付する医療従事者の個人防護具（PPE）については、各都道府県における新型コロナウイルス感染症の患者数（今後感染が再燃した場合の見込み数を含む。）、医療従事者数等を勘案して送付量を決定いたします。
  
- 送付する日程及び送付量については予め連絡いたしますが、メーカーからの納入状況に応じて順次、都道府県に送付いたします。到着次第、速やかに医療機関等への配布をお願いいたします。

- 施設内で感染者が発生した場合など緊急時において都道府県が医療機関・介護施設等に対して个人防护具を配布するために、随時、通常を送付量に上乗せして一定枚数を国から配布します。衛生部局又は福祉部局等において適切に保管し、緊急時には早急に当該施設まで配布できる体制をとっていただくようお願いいたします。
- なお、都道府県への配分数については公表いたします。

## 2 都道府県から医療機関等への医療従事者の个人防护具（PPE）の提供について

- 都道府県から管下の医療機関等に医療従事者の个人防护具（PPE）を提供する際の目安は、以下の考え方を基本としてご判断いただき、速やかな配布をお願いいたします。
  - ① 感染症指定医療機関等<sup>※1</sup>や PCR・抗原検査のための検体採取を行う医療機関、施設内で感染者が発生した場合など緊急時の医療機関・介護施設等を優先
  - ② ①以外の重症度が高い患者が入院する等の病院（救急受入件数等を考慮）を優先

※1 感染症指定医療機関等：①感染症指定医療機関（特定、第一種及び第二種）、②新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、③通知<sup>※</sup>に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関、④帰国者・接触者外来、⑤その他、新型コロナウイルス感染症患者（疑われる者を含む。）の受入医療機関又は自宅療養中の当該患者に対応している医療機関及び訪問看護ステーション

※ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）

※2 N95・KN95 マスク等については、現に新型コロナウイルス患者に対応する又は対応する予定のある医療機関に限って配布いただくようお願いいたします。

- また、厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による WEB 調査（G-MIS）の結果<sup>※3</sup>を活用して、管下の医療機関と十分に意思疎通を図るようお願いいたします。その上で、都道府県の備蓄の放出を含め、配布先となる医療機関の優先順位の決定にあたり考慮いただくようお願いいたします。

※3 医療機関の個別の情報になりますので、取扱いにはご留意いただくようお願いいたします。

- 都道府県からの配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くとともに、都道府県医師会等の職能団体と必要な協議を行った上で、情報共有に努めていただくようお願いいたします。
- さらに、緊急時や医療機関・介護施設等において感染者が発生した場合に備え、必要な限度で都道府県が柔軟に対応できるよう保有することは差し支えありませんので、この点も考慮した上で、医療機関等に配布いただきますようお願いいたします。
- 緊急時に医療機関・介護施設等において機動的な配布を行うためには、それぞれの所管部局で必要な个人防护具を備蓄しておくことが望ましいと考えられます。しかしながら、現状、特に福祉部局の防護具の備蓄が十分でない都道府県が多いと考えられることから、当分の間<sup>※4</sup>、施設内で感染者が発生した場合など緊急時の介護施設等に対しても、都道府県内の知事部局、衛生部局、福祉部局、その他个人防护具を保有する部局等の関係部局が連携するとともに、必要に応じて、部局間で个人防护具を融通するようお願いいたします。

※4 各都道府県の福祉部局に対する介護施設等への个人防护具の緊急配布に係る今後の方針については、別途、担当部局から事務連絡を発出する予定ですが、当分の間、緊急時の介護施設等に対しては、上記の対応をお願いいたします。

なお、介護施設等とありますが、高齢者・障害者・児童・生活困窮者の各施策のうち、感染者が出てもなお事業継続を行うことを前提としている入所・居住系サービスや、感染者や濃厚接触者に対してサービス提供を行う必要のある訪問系サービスを対象として想定しています。

- なお、都道府県の備蓄量についてはこれまで定期的に調査させていただいております。都道府県間で備蓄量に差があることから、備蓄量の多い都道府県においては他の都道府県に融通していただくようお願いいたします。

### 3 その他

- 医療機関等へ必要な物資が供給されているか確認する観点から、都道府県から医療機関等に配布した実績及び都道府県（政令市及び中核市並びに保健所を含む。）における備蓄量については、別紙様式に必要事項を記載の上、毎週金曜日時点の状況を翌週月曜日に報告をお願いいたします。
  
- 都道府県における事務に要する費用（人件費等）については、国で財政措置をします。詳細については、別途、ご連絡いたします。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8136、8209

03-3595-3454（夜間直通）

MAIL : 【N95・KN95マスク等】

haihujisseki@mhlw.go.jp

【アイソレーションガウン・フェイスシールド】

bougofuku-counter@meti.go.jp













様式(医療機関等へのフェイスシールド配布実績)

○表中の「優先基準」の欄には、5月29日付け事務連絡「2 都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供について」を参考に①又は②の該当する優先基準(該当しない場合はI)を選択してください。

・都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供に係る優先順位基準(5月29日付け事務連絡抜粋)

- ① 感染症指定医療機関等やPCR・抗原検査のための検体採取を行う医療機関、施設内で感染者が発生した場合など緊急時の医療機関・介護施設等を優先
- ② ①以外の重症度が高い患者が入院する等の病院(救急受入件数等を考慮)を優先
- I その他

○毎週金曜日時点の状況を翌週の月曜日に報告ください。

○毎週新しい様式を使用せず、前の週までの記載を残し、同じ様式に追記し続けるようお願いいたします。欄が足りない場合は、適宜追加してください。

都道府県名:

担当部署名:

担当者名:

担当者連絡先(TEL):

担当者連絡先(メールアドレス):

1. 国からの受領量/医療機関への配布量

※国から物資を受領した際は(2)の欄に、医療機関へ配布した際は(3)の欄に記載ください。(1)・(4)の欄は毎回記載ください。

(1)日付 (配布・発送日)	(2)国からの受領	(3)医療機関への配布			(4)国からの受領量の残量	(5)備考 ※連絡事項等あれば、記載して下さい。
	受領数(枚)	配布先医療機関等の名称	配布数(枚)	優先基準 (①、②又はI)		
5月1日	10,000				10,000	
5月2日		A病院	500	①	9,500	
5月2日		B病院	300	①	9,200	
5月3日		C訪問看護ステーション	50	①	9,150	
5月3日		D病院	200	②	8,950	
5月10日	2,000				10,950	
5月11日		E特別養護老人ホーム	20	I	10,930	
					10,930	
					10,930	
					10,930	
					10,930	
					10,930	

2. 都道府県の備蓄量

都道府県の備蓄数(枚)※ (政令市・中核市・保健所を含む)	300,000
上記のうち政令市・中核市の備蓄数(枚)	100,000

※国から都道府県に送付した物資のうち都道府県で保有している分(医療機関等へ配布していない分)を含めて記載してください。